

All Life Line Net 定款

第1章 総則

[名称]

第1条 この法人は、「特定非営利活動法人オールライフラインネット」と称する。ただし、登記上の名称を「特定非営利活動法人 All Life Line Net」とする。

2. 略称は「ALL Net」とする。

[事務所の位置]

第2条 この法人は、事務所を東京都中央区に置く。

[目的]

第3条 この法人は、広く一般市民を対象とし、特にアジアなどの発展途上国の人々に対し、生活向上を目的とし、人間の安全保障を高めるため、水道、道路、医療施設等のライフラインを、民間イニシアティブによる協力活動を通じて整備し、開発途上国の貧困、格差、紛争を解消し、また環境保全型開発を実現し、所得階層間、民族間、宗教間の対立・紛争の予防を図ることにより、国際協力に貢献することを目的とする。

[特定非営利活動の種類]

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 災害救援活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

[特定非営利活動に係る事業の種類]

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、日本の経験を生かして最善の方法でソフトとハードを組み合わせ、他のNPO・NGO団体とも連携しつつ、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 生活の安定・改善を求める人々の具体的なニーズを直接・正確に把握し、適切な支援を行う事業
- (2) 貧困を削減し、病気、不安、老後の諸問題等の苦痛から解放するための事業
- (3) 事後評価を行い、問題解決のために必要な政策提言を行う事業
- (4) 災害、紛争その他の緊急事態に対する、復興協力及び防災事業
- (5) 生活向上をめざす人々が作る生産物の普及および紹介を通じた雇用創出事業
- (6) この法人の活動及び共有すべき情報に関する広報および出版事業

- (7) 開発教育に関する事業
 - (8) 調査研究の受託業務
 - (9) 政府ODA、他のNGOが行う事業と補完・連携する事業
 - (10) 政府ODA、他のNGOが行う事業の事後評価事業に関する業務
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を推進するために必要な事業
2. この法人は、次の各号に掲げるその他の事業を行うことができる。その他の事業の収益は、この法人が行う特定非営利活動に係る事業に充てる。
- (1) 人材派遣に係る業務
 - (2) イベントや講演の実施事業

第2章 会員

[会員の種類]

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員及び学生会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するため、入会した個人または団体
- (3) 学生会員 この法人の目的に賛同し、会の活動を積極的に担う意思を持ち、入会した学生

[入会]

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2. 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出する。
- 3. 理事長は、入会申込者が、拒否すべき正当な理由がない限り入会を承諾し、入会申込者に対してその旨を通知しなければならない。

[会費]

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

[会員の資格喪失]

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

[退会]

第10条 会員は、本人の申出により、任意に退会することができる。

2. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 会費を1年以上滞納したとき。
- (2) 死亡し、または失踪宣告を受けたとき。
- (3) 会員である団体が解散(合併による解散を除く。)、または破産したとき。

[除名]

第11条 理事長は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によりその会員を除名することができる。

- (1) 法令、この法人の定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、または第3条に定める目的に反する行為をしたとき。

2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

[拠出金品の不返還]

第12条 この法人は、会員がすでに納入した会費およびその他の拠出金品を返還しない。

第3章 役員

[種類および定数]

第13条 この法人は、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
2. 理事のうち、1人を理事長とする。
3. この法人は、理事会の議決により、副理事長を1人置くことができる。

[選任等]

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
4. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることが出来ない。
5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

[職務]

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、その職務を代行する。ただし、副理事長が置かれていないときまたは欠くときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3. 理事は理事会を構成しこの定款の定めおよび総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4. 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産の管理に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、その旨を総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

[任期等]

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 理事長代行の任期は、次の理事長が選任されたときまでとする。

3. 第1項および第2項の適用については、補充により選任されたものの残任期間は1期と数える。また、理事長代行の期間は1期と数えない。

4. 役員は、辞任または任期満了により、第13条第1項各号および第2項に掲げる最少の人数を下回るときは、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

[欠員補充]

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

[退任]

第18条 理事、監事は、次の各号のいずれかに該当するときは、退任したものとする。

(1) 任期が満了し、再任されなかったとき。

(2) 辞任の意思を書面で申出、理事長がそれを受理したとき。

(3) 理事長が辞任の意思を書面で申出、理事会がそれを受理したとき。

(4) 死亡し、または失踪宣告を受けたとき。

(5) 破産者となったとき。

(6) 公民権の剥奪または停止を受けたとき。

(7) 正会員でなくなったとき。

[解任]

第19条 役員は、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席した正会員及び学生会員の過半数の議決により、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。
2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

[報酬等]

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

[種別]

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

[総会の構成]

第22条 総会は、正会員と学生会員をもって構成する。

[総会の権能]

第23条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画および予算並びにその変更
- (2) 事業報告および決算
- (3) 役員を選任および解任
- (4) 会員の除名
- (5) 入会金及び会費
- (6) 定款の変更
- (7) 解散
- (8) 解散した場合(合併または破産手続開始の決定による解散を除く。)の残余財産の帰属
- (9) 合併
- (10) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。)
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) その他運営に関する重要な事項

[総会の開催]

第24条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事会が必要と認め、理事長に招集の請求をしたとき。

(2) 正会員と学生会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事が招集したとき。

[総会の招集]

第25条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、理事長が招集する。

2. 前条第2項第1号ないし第2号の規定による請求があったときは、理事長は速やかに総会を招集しなければならない。この請求があったにもかかわらず、理事長がこの請求の日から30日以内に総会を招集しないときは、請求したものの代表者は、総会を招集することができる。

3. 総会を招集するときは、日時、場所、会議の目的および付議する事項を記載した書面又は電磁的方法により、開会日の20日前までに招集通知を発信しなければならない。

4. 総会は正会員と学生会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することが出来ない。

[総会の議長]

第26条 総会の議長は、理事長が務める。

[総会の議決]

第27条 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した正会員と学生会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

2. 前項にかかわらず、第23条の(7)(9)(10)に関しては、出席した正会員と学生会員の3分の2以上をもって決する。

3. 総会において、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員と学生会員の3分の2以上の同意があったときは、この限りではない。

4. 付議する事項につき特別な利害関係を有する正会員と学生会員は、その事項について表決権を行使することができない。

[総会での表決等]

第28条 総会における各正会員と学生会員の表決権は平等とする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員および学生会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員と学生会員を代

理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した正会員と学生会員は、前条及び第25条第4項並びに次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員と学生会員は、その議事の議決に加わることができない。

[総会の議事録]

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員と学生会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

[理事会の構成]

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

[理事会の権能]

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、総会の議決を要しないこの法人の業務の執行に関する事項

[理事会の開催]

第32条 理事会は、原則として隔月開催するほか、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会に付議すべき事項を示して理事長に招集の請求があったとき。

[理事会の招集]

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招

集しなければならない。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および付議する事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも開催日の10日前までに招集通知を通知しなければならない。

[理事会の議長]

第34条 理事会の議長は、理事長または理事長が指名した者がこれにあたる。

[理事会の定足数]

第35条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

[理事会の議決]

第36条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長が決する。

2. 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

[理事会の表決権等]

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知をされた事項について書面をもって表決することができる。

3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4. 付議する事項につき特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

[理事会の議事録]

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。

[専門委員会の設置および構成]

第39条 理事会は、諮問機関として専門委員会を設けることができる。

2. 専門委員会は、理事、会員および会員以外の専門家をもって構成する。

第5章 資産

[資産の構成]

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) その他の事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

[資産の区分]

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

[資産の管理]

第42条 この法人の資産は、理事会の決議により定められた管理方法について理事会の議決により、理事長が管理する。

第6章 会計

[会計の原則]

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

[会計の区分]

第44条 この法人の会計は、次の各号に掲げるとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) その他の事業会計

[事業年度]

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

[事業計画および予算]

第46条 この法人の事業計画およびこれに伴う予算に関する書類は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

[暫定予算]

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

[予備費]

第48条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中の予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

[予算の追加および更正]

第49条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

[事業報告および決算]

第50条 この法人の事業報告、財産目録、貸借対照表および活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

[臨機の措置]

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

[会計に関する事項の委任]

第52条 会計に関する規定は、理事会の議決により定める。

第7章 定款の変更、解散および合併等

[定款の変更]

第53条 この法人が、定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員及び学生会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2. この法人の定款の変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)

したときは、所轄庁に届けなければならない。

[解散]

第54条 この法人は、次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員及び学生会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由により解散しようとするときは、正会員及び学生会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3. 第1項第2号により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

[残余財産の帰属]

第55条 この法人が解散したときに有する残余財産は、次の各号に掲げる法人のうちから、総会の議決により選定した者に、譲渡する。

- (1) 特定非営利活動法人
- (2) 公益社団法人または公益財団法人
- (3) 学校法人
- (4) 社会福祉法人
- (5) 更生保護法人

[合併]

第56条 この法人が合併しようとするときは、正会員及び学生会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

[公告の方法]

第57条 この法人の公告は、事務所の所定の場所に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第8章 事務局

[設置等]

第58条 この法人は、総会で議決した事項を実施するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長および必要な職員を置く。
3. 事務局長および職員は、理事会の議決により、理事長が任免する。
4. 事務局長および職員の雇用期間、勤務条件および給与手当は、理事会の議決により定める。

5. その他事務局の運営に必要な事項は、理事会の議決により定める。

[組織および運営]

第59条 事務局の組織および運営に必要な事項は、理事会の議決により定める。

第9章 雑則

[規則・規定]

第60条 この定款において別に定めることとされている事項およびこの法人の運営に関して必要な事項は、理事会の議決により定める。

附則

[施行期日]

第1条 この定款は、この法人が成立した日から施行する。

[会費に関する経過措置]

第2条 この法人の設立日から最初の総会開催日までの会費の額および種類は、第8条の規定にかかわらず、設立総会で定める。

[役員に関する経過措置]

第3条 この法人の設立当初の役員の選任方法は、第14条第1項の規定にかかわらず、設立総会で定め、次に掲げる者とする。

- (1) 理事長 須藤隆也
- (2) 理事 影山俊郎
- (3) 理事 水川雅世
- (4) 理事 山根春夫
- (5) 理事 松崎潤
- (6) 監事 縣正彦

第4条 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、2006年5月31日までとする。

[事業年度に関する経過措置]

第5条 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、設立日から2006年3月31日までとする。

[事業計画および収支予算に関する経過措置]

第6条 この法人の設立年度の事業計画および収支予算は、第50条の規定にかかわらず、この

法人の設立総会において定める。

[会費に関する経過措置]

第7条 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員(個人・団体)0円

賛助会員(個人・団体)0円

学生会員(個人)0円

(2) 年会費

正会員(個人)10,000円

正会員(団体)30,000円

賛助会員(個人)一口 5,000円(一口以上)

賛助会員(団体)一口 10,000円(一口以上)

学生会員(個人)3,000円

附則

1. この定款は、平成 23 年 10 月 7 日から施行する。
2. この定款は、平成 26 年 5 月 7 日から施行する。